

総務・警察常任委員会 議事次第

令和7年8月19日(火)

午後1時30分～

於：第6委員会室

1 開 会

2 所管事項の調査

「自転車や電動キックボード等の交通安全対策について」

3 そ の 他

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠 一 郎
総務事務センター長	田 中 久 仁 子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉 田 ひろみ
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
※ 総務部長 (京都市域担当)	臼 井 智 彦
総務部副部長	福 原 敏 幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森 田 倫 明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
財政課長	山 崎 遼 太 郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	松 村 弘 毅
監査第一課長	吉 田 詠 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

【公安委員会】	
公安委員長	在 田 正 秀
警察本部長	吉 越 清 人
総務部長	西 山 亮 二
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	谷 正 徳
地域部長	上 田 博 之
刑事部長	田 中 靖 之
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	森 功 治
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	中 西 恵 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	惣 司 匡 樹
総務部次長 (総務課長事務取扱)	上 村 一 則
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	永 野 雅 登 実
地域部次長 (地域課長事務取扱)	小 松 晃
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	柴 田 和 己
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	中久保 光 彦
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美
会計課長	河 口 佳 弘

( 計 45 名 )

※ 新任理事者

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿  
(8月19日)

【公安委員会】	
交通部次長(交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
交通規制官	甲 斐 裕 介
モビリティ対策室長	丸 谷 綾 司
交通企画課企画担当補佐	井 上 大 輔
交通指導課取締企画・取締指導・自動速度取締管理担当補佐	高 田 紘 嗣
交通規制課交通安全施設担当補佐	澤 井 純

( 計 6 名 )

# 1 道路交通法改正の概要

令和6年11月1日施行

## ① 自転車の運転中における携帯電話等使用の禁止

運転者	罰則
自動車 原動機付自転車 <b>自転車</b>	<p>(主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合)</p> <p><b>1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金</b></p> <p>(上記以外で、手で携帯電話を保持して、通話や表示された画像を注視した場合)</p> <p><b>6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金</b></p>

## ② 自転車の酒気帯び運転等に関する規制の整備

運転者	罰則
自動車 原動機付自転車 <b>自転車</b>	<p>運転者 <b>3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金</b></p> <p>車両提供者 <b>3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金</b></p> <p>同乗者 <b>2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金</b></p> <p>酒類提供者 <b>2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金</b></p>

令和6年11月、自転車運転中の携帯電話使用等に罰則が新設!



京都府警察

令和6年11月

### 自転車の飲酒運転、罰則、新設!!

【酒酔い運転】  
現行 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【酒気帯び運転】  
新設 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【車両提供罪】  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【同乗罪】  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【酒類提供罪】  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車に乗る人に酒類を提供したり、飲酒した人に自転車を提供すると処罰対象  
WARNING

京都府警察

自転車をはじめとする**全ての軽車両を、新たに交通反則通告制度の対象**とする。

(1) 反則行為となる軽車両の違反行為

現行法において自動車等が行った場合に交通反則通告制度の対象となっている違反行為  
(信号無視、一時不停止等)

軽車両に固有の違反行為のうち交通反則通告制度による簡易迅速な処理になじむもの

(普通自転車の歩道徐行等義務違反等)

(2) 交通反則通告制度の対象となる者の年齢

16歳以上の者

(3) 反則金の限度額

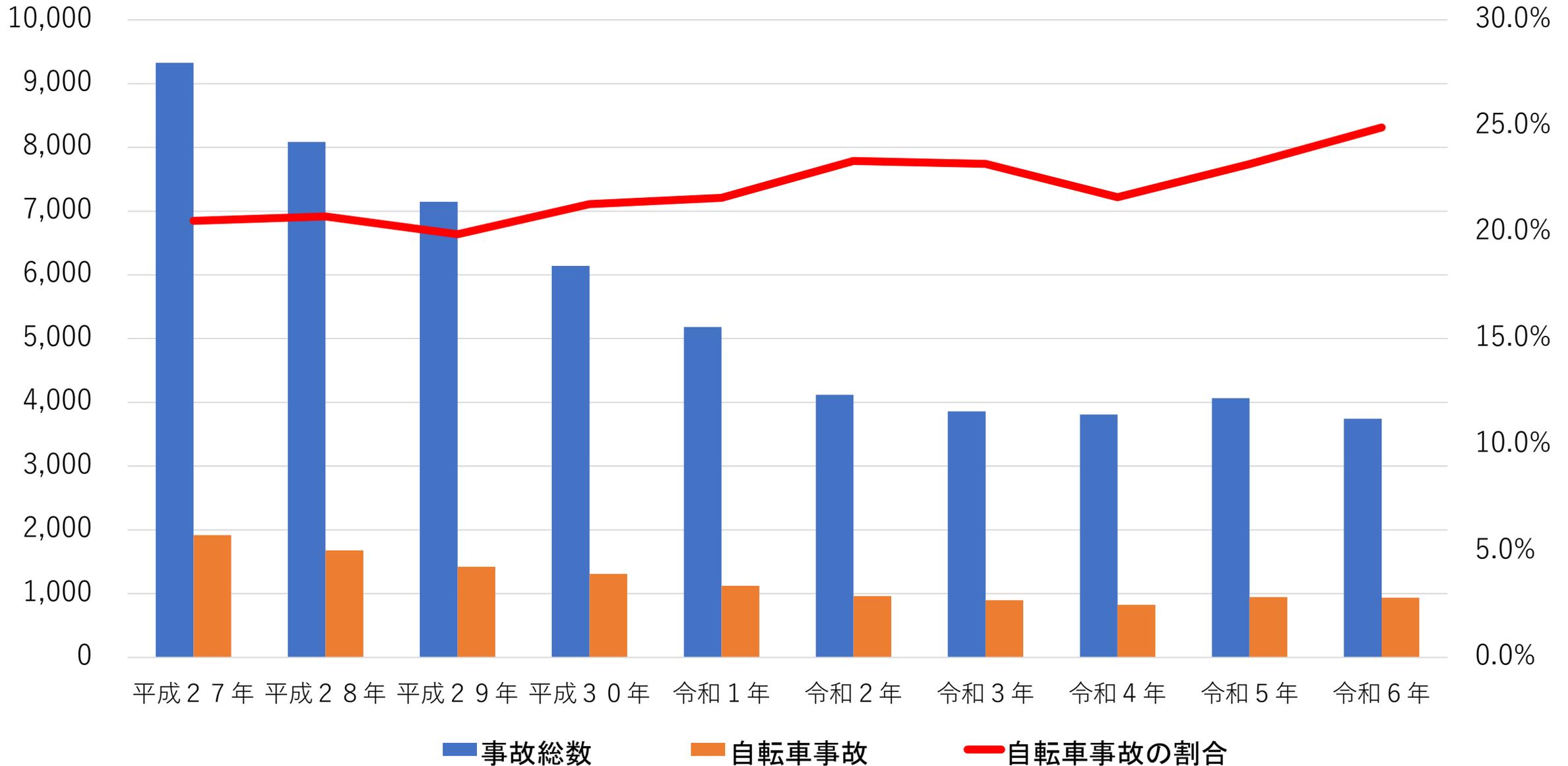
原動機付自転車と同一の額

※ 反則金の額は法で定める限度額の範囲内で政令で規定

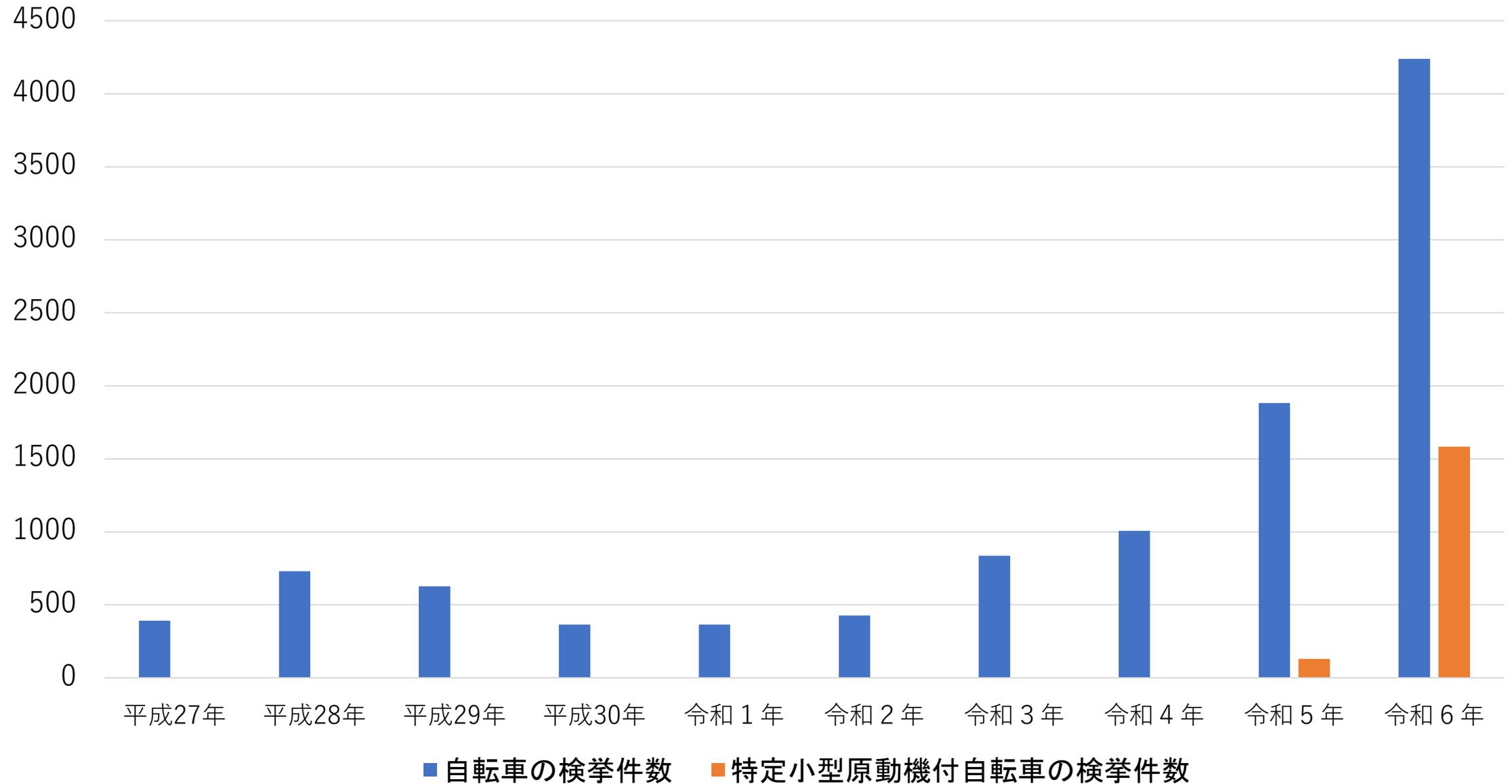


## 2 交通情勢

自転車の関係する交通事故件数の推移（過去10年）



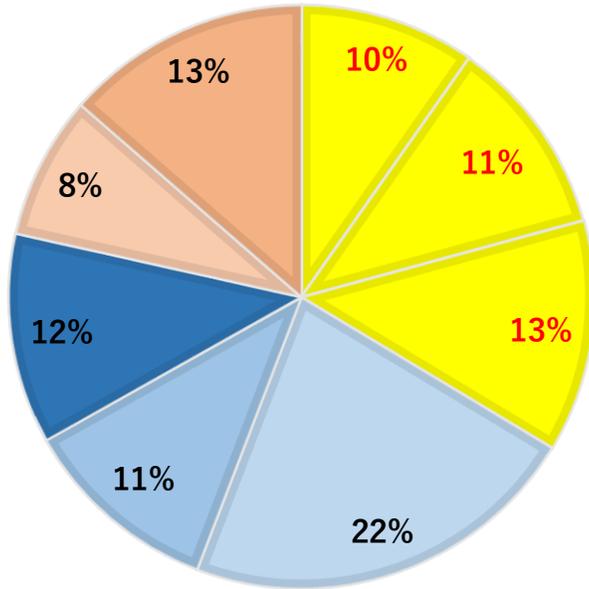
自転車（過去10年）及び特定小型原動機付自転車（令和5年7月～）の交通違反検挙件数



## 交通事故関係者の年齢層

■ 15歳以下 ■ 16~19歳 ■ 20歳代 ■ 30歳代  
■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳以上

自転車



特定小型原動機付自転車



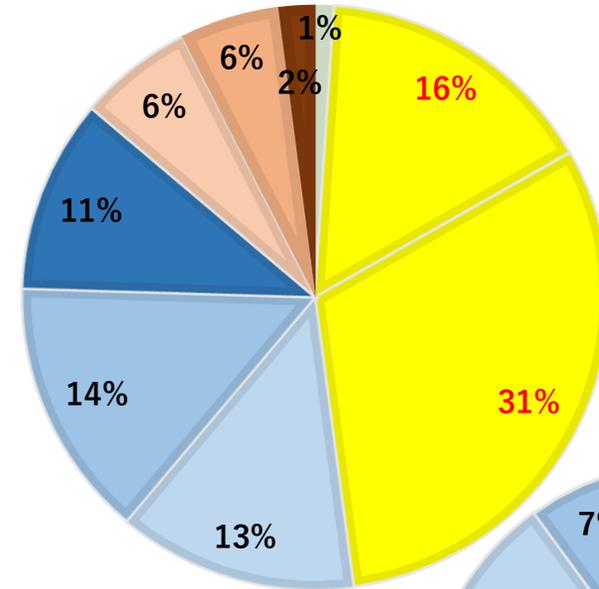
10歳代 1件

20歳代 3件

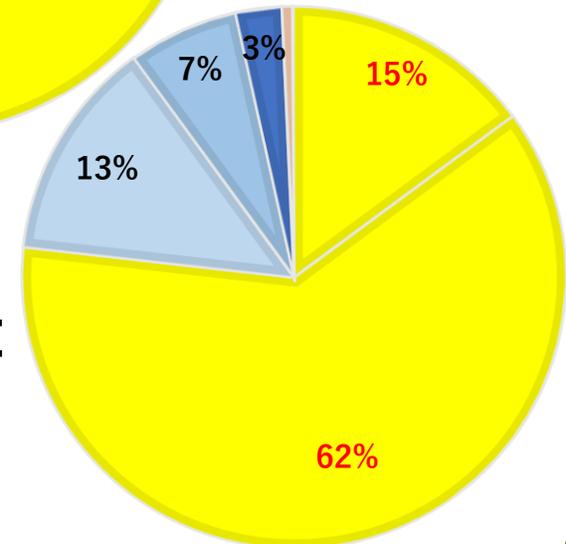
## 交通違反者の年齢層

■ 15歳以下 ■ 16~19歳 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代  
■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳以上

自転車



特定小型原動機付自転車

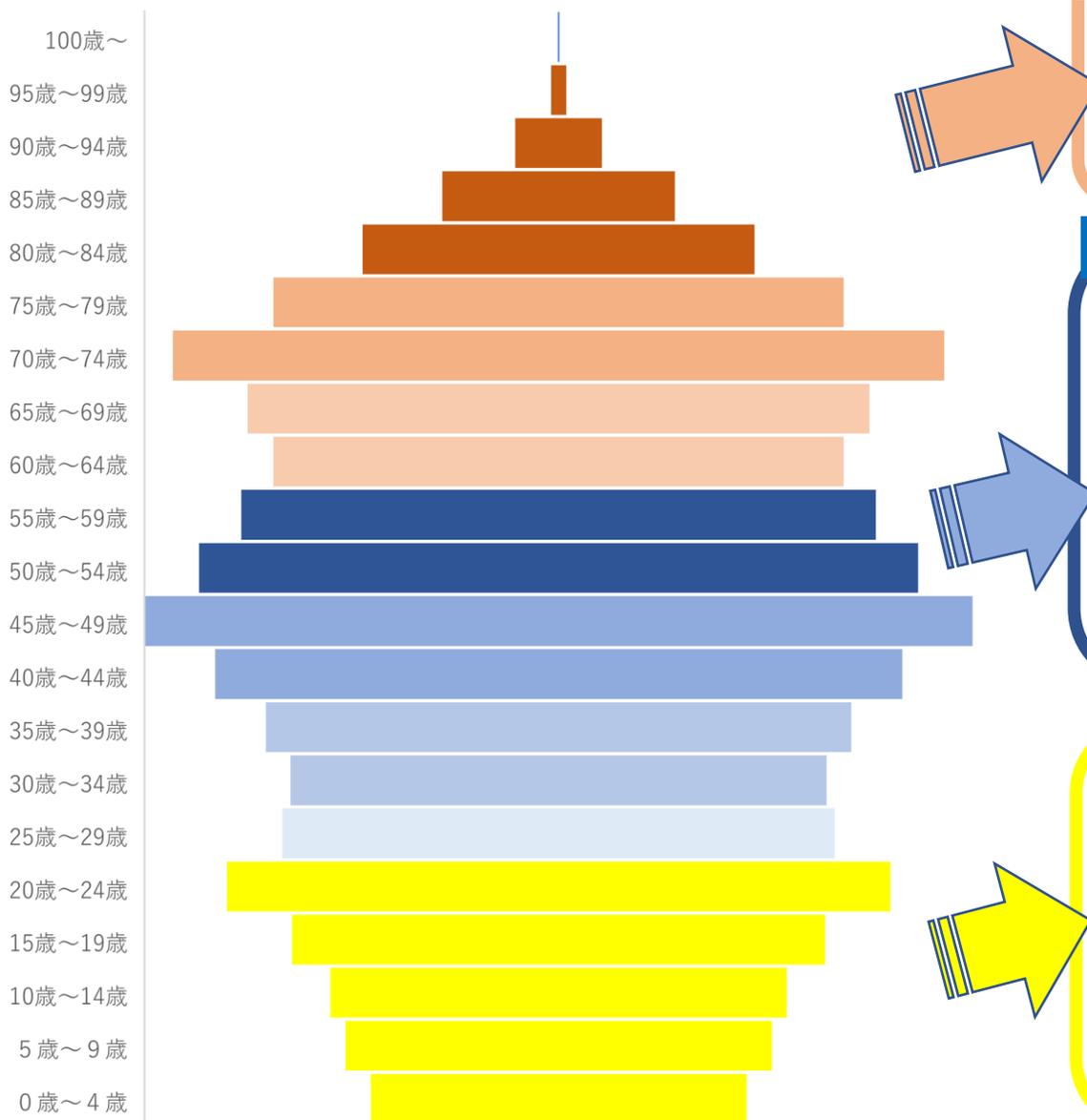


■ 10歳代 ■ 20歳代 ■ 30歳代  
■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代

# 3 交通ルールへの周知に向けた取組

## 年齢層に応じた交通安全教育の推進

京都府の人口分布



### 高齢者

- 自治会、高齢者クラブ等を通じ、高齢者を対象とする実技を伴う交通安全教室の開催



### 社会人等

- 企業講習、運転免許更新時講習等を通じた交通ルールの周知
- 京都市自転車安全利用推進企業、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所などを通じた従業員への交通安全教育
- フードデリバリーサービスを提供する事業者を対象とする自転車講習会の開催



### 児童・生徒及び学生等

- 小学校～高等学校における参加体験実践型の自転車教室の実施
- 学生が自主的に交通ルールについて学び、考え、実践する施策の展開
- 大学における特定小型原動機付自転車の体験乗車会の開催



# ルールの周知に向けて

## SNS等の積極的な活用

交通ルールに関するYouTube動画の作成や交通安全教室、啓発の様子について、SNS等を活用した情報発信



## 家庭へのフィードバック

- 自転車教室への保護者、家族等の参加
- PTA総会等において、自転車の交通安全について周知



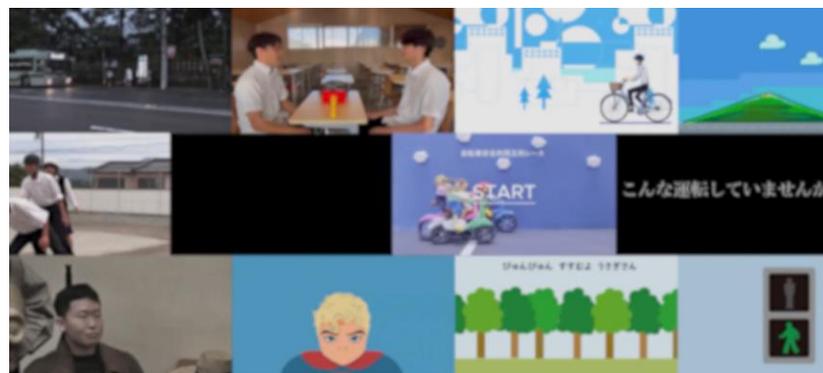
## 関係機関等と連携した啓発活動の推進

- 行政と連携した交通安全啓発ポスターの作成
- マクドナルド、京都女子大学とタイアップしたクーポン付きチラシの作成
- 商業施設等における啓発活動及びデジタルサイネージを活用した広報
- 自転車イベントにおける交通安全啓発ブースの展開
- 酒類提供店と連携した飲酒運転防止啓発の実施
- 自転車CMコンテスト、CHA-Leaders AWARD Kyoto2025等の学生を対象とするイベントを開催



京都市・京都府警察  
CITY OF KYOTO KYOTO PREFECTURAL POLICE

発行：令和7年3月 京都府警・京都市警共同制作  
京都府警制作部 062335号



主催 KBS京都 京都府警察 後援 京都府教育委員会 京都市教育委員会 大学コンソーシアム京都  
協賛 京都府トラック協会 キョウテック株式会社 京都府自転車防犯登録推進協議会 株式会社 ケービデバイス  
株式会社 中川商会(サイクルドリーヴ) mobilabo 京滋ヤクルト販売株式会社 近畿中央ヤクルト販売株式会社  
協力 嵐電(京福電車) ホテル日航プリンセス京都 株式会社瀬池屋 京都工場



## 自転車取締小隊 Be-Unit

- 令和6年春に、交通機動隊に自転車取締小隊、通称「Be-Unit」を編成し、自転車対策に特化した活動を推進
- 自転車の交通違反に対する取締りのほか、警察が主体となって開催する交通安全啓発イベントに限らず、行政・企業等が主催する自転車の交通安全啓発イベント等にも出動し、交通安全教育を実施
- 4月からはBe-Unit専用の活動服を着用して街頭における自転車の模範運転を実施



## 4 通行環境の整備

道路管理者等と連携した自転車通行空間の整備

普通自転車専用通行帯



矢羽根型路面表示（自転車走行推奨帯）



## 歩行者と自転車等の通行空間の分離

幅員の狭い歩道（幅員3m未満の歩道など）の特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可規制

交通実態に応じて

解除



## 特定小型原動機付自転車に対する啓発

歩道通行に係る法定外表示等の設置【電動キックボードは点滅モード】



## 5 課題と取組

### 学校等における交通安全教育の取組

- 教育委員会との連携による交通安全教育の推進
- 学校、企業等における交通安全教育の中心となる指導者の育成
- 学生が自主的な広報啓発活動や交通安全教育を行う自転車安全利用プロモーターの積極的な指定
- スクールサポーターによる自転車等の交通ルール啓発の実施
- 行政機関（府庁、市役所、区役所等）とのヘルメット着用促進の取組



## 行政と協働した通行空間の整備

- 交通実態に応じた特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の交通規制解除の推進
- 道路管理者等との連携による矢羽根型自転車走行推奨帯又は普通自転車専用通行帯の整備の推進
- 行政、バス・トラック・タクシー事業者等との協働による違法駐車車両の排除
- 貨物車等の荷捌き駐車場所整備に向けた検討



# 外国人への交通ルール周知 ①

- 外国語に対応した交通ルール広報（チラシ、SNS等）の推進
- 外国人のシェアリング利用者、外国人留学生等に対する交通安全教室の開催
- 観光地における啓発活動の実施



**SPECIFIED SMALL MOTORIZED VEHICLE**

Kyoto Prefectural Police

- Are you 16 years old or older?
- Did you check the traffic rules?
- Did you learn how to drive?

**SPECIFIED SMALL MOTORIZED VEHICLE DRIVER'S TRAINING**

If you repeatedly commit dangerous acts(17 items) on a small motorized vehicle, you will be ordered to take a "specified small motorized vehicle driver's training"!

**ACTIONS TO BE TAKEN IN THE EVENT OF A TRAFFIC ACCIDENT**

If you are involved in a traffic accident (or if you cause an accident), you must immediately

- ① Stop riding
- ② Rescue the injured and dial 119 if any
- ③ Move your vehicle to a safe location
- ④ Call the police (dial 110)

See and check out more details on a special page (video) on the National Police Agency's web site!

※See reverse side for detailed ways to ride the vehicle.

---

**SPECIAL SPECIFIED SMALL MOTORIZED VEHICLE**

A special specified small motorized vehicle is a specified small motorized bicycle that meets all of the following criteria and is not towing another vehicle.

< REQUIREMENTS >

- The maximum speed indicator light must be flashing while the vehicle is passing on a sidewalk, etc.
- The vehicle must be structurally incapable of reaching a speed in excess of 6 kilometers per hour.
- The vehicle must not be equipped with side wheels.
- The brake must be in a position to be easily operated while the vehicle is in motion.
- No sharp protruding parts that could harm pedestrians.

Only sidewalk with road signs

Only sidewalk with road signs, etc., that say "FOR REGULAR BICYCLES and PEDESTRIANS ONLY" may be used for passage.

< Image of passage location >

Drive closer to the roadway than the center of the sidewalk

Special specified small motorized vehicles must pass on the sidewalk in the area for regular bicycles

※When you ride the vehicles on sidewalks, note that pedestrians have priority!

## 外国人への交通ルール周知 ②

外国人のシェアリング利用者に対し、利用前に特定小型原動機付自転車の交通ルールについて、アプリを活用して教養テストを実施

